

2020

6

NO.228

「税と暮らしを考える」広報誌

えどがわきた

発行：一般社団法人

江戸川北青色申告会

〒132-0025

江戸川区松江 2-23-13

TEL03 (3656) 0621

FAX03 (3656) 1104



東京都の協力金・給付金 【申請書類の事前確認をいたします】

この度、東京都の下記①・②の申請書類の確認を当会でおこなっています。まずはご来局前に、東京都のHP等でご自身が対象業種か・要件を満たしているかを確認していただき、**お電話 (Tel03-3656-0621) にてご予約ください。**

【確認受付期間】

①・②とも令和2年6月12日(金)まで(予定)

①東京都感染拡大防止協力金

支給額

50万円

(2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円)

申請要件

- ・施設が東京都の休業要請の対象であること。
- ・令和2年4月16日(木)から5月6日(水)までの全ての期間において東京都の要請に応じ休業等を行っていたこと。

※詳細は特設HP(<https://www.tokyo-kyugyo.com/>)にてご確認ください。

②【理美容事業者の方】

東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金

給付額

15万円(2店舗以上有する事業者は30万円)

申請要件

- ・東京都内に事業所がある理容業や美容業を営む中小企業及び個人事業主
- ・令和2年4月30日(木)から5月6日(水)の全ての期間において、自主的に休業した事業者

※詳細は特設HP

(<https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/index.html>)にてご確認ください。

【内容についてのお問い合わせ先(①・②共通)】

「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」☎03-5388-0567(9:00～19:00(土日祝含む))

▶このたび、緊急事態措置期間が5月31日(日)まで延長することとなりました。令和2年5月7日(木)からの措置期間において、都の休業要請等に協力された方に対する協力金については改めてお知らせいたします。

会館移転記念 特別抽選の当選者を発表▶▶

決算サポート時に会員の皆さまに「会館移転記念 特別抽選」のチラシを配布いたしました。その当選番号が決定しましたのでお知らせします。

当選された方は、抽選番号入りチラシを持参の上、事務局へご来局ください。景品をお渡しいたします。

※当会HPにも当選番号を掲載しています。

特別賞 ×1	192519	
1等 ×1	191860	空気清浄機
2等 ×1	192357	ナノイー発生機
3等 ×1	190492	携帯電動歯ブラシ
4等 ×3	下3桁199	LEDネックライト
5等 ×30	下2桁63	QUOカード

持続化給付金

に関するお知らせ(速報版)

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183(平日・休日9:00~19:00)

※予算成立後、持続化給付金コールセンターも開設します。

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。



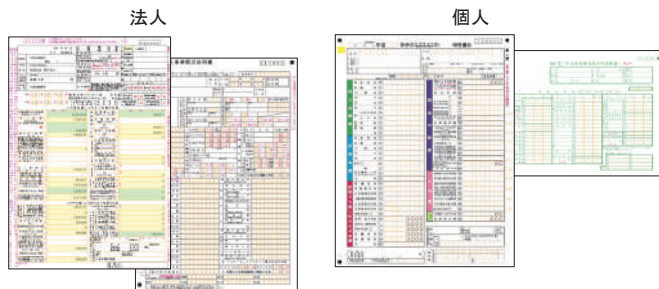
「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

▲申請は HP より可能です。「**持続化給付金**」で**検索!**

申請に必要な書類

※詳細は申請要領等を必ず御確認下さい。代替を認める書類もあります。

①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類



※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

②売上減少となった月の売上台帳の写し

③通帳写し



④(個人事業者のみ)身分証明書写し



※このほかの書類が必要となる場合もあります

青色共済

制度の一部改定について(2020年5月1日(金)より)

1. 入院見舞金の給付条件変更

- ① 入院見舞金(災害・疾病)について「連続5日以上入院を対象とする」とした給付条件を変更する。

現在の条件	変更後の条件
日本国内にある病院または診療所に入院し、かつ、その傷害(または疾病)の治療を目的とする入院が5日以上になったとき。	日本国内にある病院または診療所に入院し、かつ、その傷害(または疾病)の治療を目的とする入院が 1日以上 になったとき。

- ② ①の改定は2020年5月1日以降に開始した入院に限るものとする。

※改定後の給付内容については下記「給付一覧表」をご参照ください。

共済金の種類	【給付内訳表】会費月額1,000円の給付内容				特別弔慰金(自家共済)
	災害弔慰金(生保+損保)	弔慰金 高度障害共済金(生保)	障害見舞金(損保)	入院見舞金(自家共済)	
年齢(注)	不慮の事故により死亡または高度障害になったとき	疾病により死亡または高度障害になったとき	不慮の事故により身体障害になったとき(全年齢共済金付)1級~7級に限定	不慮の事故により入院したとき	不慮の事故または疾病で死亡したとき
年齢65歳未満	400万円(生保200万円+損保200万円)	200万円	最高200万円(84万円~200万円)	1日につき1,750円(10万円を限度)	年齢が75歳6か月をこえる場合は、各実施日の15日前がお申込みの締切日となります。 ※受診時間はいずれも午前9時~午前11時半までとなります。
年齢40歳6か月以下	350万円(生保200万円+損保150万円)	200万円	最高150万円(63万円~150万円)	1日につき1,500円(60日限度)	
年齢50歳6か月以下	200万円(生保100万円+損保100万円)	100万円	最高100万円(42万円~100万円)	1日につき1,000円(60日限度)	
年齢60歳6か月以下	150万円(生保50万円+損保100万円)	50万円	最高30万円(126万円~30万円)	1日につき1,000円(30日限度)	
年齢70歳6か月以下	130万円(生保30万円+損保100万円)	30万円			
年齢75歳6か月以下	30万円(損保30万円)				
年齢80歳6か月以下					2.5万円 + (加算金)
年齢85歳6か月以下					3万円

※障害見舞金は、全年齢共通で1級~7級に限定して給付を行う。

青色ドックの会場が変更となりました

例年当会が会場でしたが、今年度の会場は「東京青色申告会館(千代田区九段南4-8-36)」となります。お申し込み・詳細は当会(☎03-3656-0621)までお問合せください。

【実施日および申込締切】

7月 7日(火)
8月 17日(月)
9月 9日(水)
10月 8日(木)
11月 13日(金)

各省庁等による 新型コロナウイルス対策支援リンク

経済産業省:新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

東京都:企業の皆様・はたらく皆様へ
<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/worker/>

江戸川都税事務所からのお知らせ

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月1日(月)に発送します。
なお、郵便局の配達状況により、発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合がございます。
6月30日(火)までに、お手元の納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。クレジットカードでも納付できます。また、口座振替、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキングでも納付可能です。

固定資産税・都市計画税の納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申込みは「都税Web口座振替申込受付サービス」が便利です。主税局HPの専用サイトから必要事項を入力することで手続きできます。詳しくは専用サイトをご確認ください。

Web口座振替申込受付サービス以外による申込みも可能です。口座振替依頼書が必要な方は、主税局HPからダウンロードしていただく下記お問合せ先までご連絡ください。

<口座振替の問合せ先> 主税局徴収部納税推進課 (03-3252-0955 平日9時~17時)

都税 Web口座振替

検索



令和2年6月から

都税がスマホ決済アプリで納付できます

令和2年(2020年)6月1日から、都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになり、都税の納付がさらに便利になりました。

- いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- 納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 手数料はかかりません。

納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取ることで納付することができます。



納付できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税(土地・家屋)・都市計画税、固定資産税(償却資産)の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

利用できるアプリ

(令和2年6月1日時点)

LINE Pay

PayPay

注意事項

- 領収証書は発行されません。*
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。
- 納付手続き完了後に、納付を取り消すことはできません。
- 事前にアプリ内でお支払いに必要な金額をチャージする必要があります。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

*車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納付の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局HPの「AIチャットボットサービス」でもスマホ収納に関する疑問にお答えします。

詳細は

都税 スマホ

検索

東京都主税局

ホームページ



「生きる」を創る。

Aflac

アフラック

会員・準会員・専従者さまですと・・・

- アフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
- すでにご契約いただいている場合、団体割引保険料に変更できます。

(一社)江戸川北青色申告会担当 募集代理店 吉田保険サービス

フリーダイヤル ☎ 0120-777-596